

23監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年10月17日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月24日

福岡市監査委員	おばた 久 弥
同	川 辺 敦 子
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第5号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号（別冊）公表）分

・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第5号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号（別冊）公表）分

（出資団体監査）

（工事監査）

1 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成20年度「市営那珂第1住宅1・2棟 雑排水管取替工事」 (契約金額5,108万2,500円)</p> <p>本工事において工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その設計積算の際に設計金額の転記を誤った結果、過小な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。 (保全課)</p>	<p>住宅供給公社に対し、工事発注における積算業務を改善し、適正に処理するよう要請した。</p> <p>住宅供給公社においては、設計積算時において、パソコンの画面上だけでなく、印刷物でも再チェックを行うとともに、精査時においても再計算を行うこととし、設計積算、精査時の再計算について周知徹底が図られた。</p>